

○総務省令第八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）又は」を削り、「同法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に、「法人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号」を

「法人番号をいう。以下この条から第二十九条まで」に改め、「個人番号又は」を削り、同条第四項第一号の改正規定中「個人番号又は」を削る。

第二十八条第一項第一号及び第二項第一号並びに第二十九条第二項第一号の改正規定中「個人番号又は」を削る。

附則第一条第四号及び第二条第三項中「第九条の六第一号」を「第九条の六」に改める。

(地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年総務省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第十六号の六様式の表の改正規定を次のように改める。

第十六号の六様式の表を次のように改める。

第十六号の六様式の表 挿入

第一条のうち地方税法施行規則第十六号の六様式記載要領の改正規定中「画入数字又は」を削り、「画

人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には」を「法人の場合は、」と「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改める。

第一条中地方税法施行規則第十六号の六様式別表の表の改正規定を次のように改める。

第十六号の六様式別表の表を次のように改める。

第十六号の六様式別表の表 挿入

第一条のうち地方税法施行規則第十六号の六様式別表記載要領の改正規定中「個人番号又は」を削り、

「個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には、」と「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改める。

第一条のうち地方税法施行規則第三十四号の五様式の表の改正規定中「3/4」を「4/3」に改める。

第一条のうち地方税法施行規則第三十四号の六様式の表の改正規定中

「
個人番号
又は
法人番号
」

を

「
法人
」

番号

に改め、同様式記載心得の改正規定中「個人番号又は」を「申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」や「申請者が法人の場合は、申請者の」及び「同条第15項」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」及び「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること」やを。

第一条のうち地方税法施行規則第三十四号の七様式の改正規定中

「
個人番号
又は
法人番号
」

を

「
法人番号
」

及び「個人番号又は法人番号」や「法人番号」及び「申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又

は」や「申請者が法人の場合は、申請者の」^ハ 「同条第15項」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」^{ニホク}。「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること」^{ヤヅル}。

第一条のうち地方税法施行規則第三十四号の八様式の改正規定中
「

個人番号 又 法人番号

」^ハ「

法人番号

」

ハ「第603条の2の2第3項」^ハ「第603条の3の2第3項」^ハ「第603条の2の2第2項」^ハ「個人番号又は法人番号」^ハ「法人番号」^ハ「申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は」^ハ「申請者が法人の場合は、申請者の」^ハ「同条第15項」^ハ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」^{ニホク}。「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること」^{ヤヅル}。

第一条のうち地方税法施行規則第三十四号の九様式の改正規定中
「

個人番号 又 法人番号

」^ハ「

法人番号

」

ハ「個人番号又は法人番号」^ハ「法人番号」^ハ「申告者の個人番号（行政手続における特定の個人

人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は「申告者が法人の場合は、申告者の」及び「同条第15項」又は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」及び「」。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること」を記す。

第一条のうち地方税法施行規則第三十四号の十様式の改正規定中

「個人番号又は法人番号」
又は
「法人番号」

及び「個人番号又は法人番号」又は「法人番号」及び「申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は「申告者が法人の場合は、申請者の」及び「同条第15項」又は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」及び「」。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること」を記す。

第一条のうち地方税法施行規則第三十四号の十二様式の改正規定中

「個人番号又は法人番号」
又は
「法人番号」

及び「個人番号又は法人番号」又は「法人番号」及び「申請者の個人番号（行政手続における特定の個人

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。

）又は」や「申請者（譲渡者）が法人の場合は、申請者（譲渡者）の」及び「同条第15項」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」及び「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること」及び「。

第一条のうち地方税法施行規則第五十一号様式の改正規定中

「個人番号又は法人番号」及び「法人番号」
「個人番号又は法人番号」
「法人番号」

「個人番号又は法人番号」及び「法人番号」及び「申請者（譲渡者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。

）又は」や「申請者（譲渡者）が法人の場合は、申請者（譲渡者）の」及び「同条第15項」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」及び「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること」及び「。

第一条のうち地方税法施行規則第五十一号の様式の改正規定中

「個人番号又は法人番号」
「個人番号又は法人番号」
「法人番号」

及び「個人番号又は法人番号」及び「法人番号」及び「申請者（譲渡者）の個人番号（行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は」を「申請者(譲渡者)が法人の場合は、申請者(譲渡者)の」及び「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること」を削る。

第一条中地方税法施行規則第五十五号の六様式の改正規定を削る。

附則第二条第八項中「及び第五十五号の五様式から第五十五号の七様式まで」を「並びに第五十五号の五様式及び第五十五号の七様式」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、「同条第四項及び第十一項の規定による届出」を削る。

附則第六条第二項及び第三項を削る。

附則第十条第二項及び第三項を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。